

小美玉市立小美玉学校給食センター  
調理業務委託  
プログラム

実施要領

令和6年度

小美玉市 教育委員会

この実施要領は、小美玉市（以下「市」という。）では、令和6年9月1日から小美玉市立小美玉学校給食センターの調理業務を民間事業者に委託するため、下記の通り、公募型プロポーザル（企画提案）方式による民間事業者の募集を行い、優先交渉権獲得事業者（以下「受託候補者」という。）を選定するため、定めたものです。

なお、この実施要領と併せて交付・公表する次の資料も本募集実施要領と一体の資料とし、これらを含めて「実施要領等」と称します。

仕様書：市が事業者に要求する具体的な業務仕様を示すもの

添付資料：本委託業務に関する添付資料

様式集：本募集に関する各様式を示すもの

## 1 業務名

小美玉市立小美玉学校給食センター調理業務委託

## 2 目的

学校給食の質を維持、または向上を目指し、より安全で質の高い学校給食を提供するため、民間事業者からの提案等により、教育の一環として学校給食の意義を理解し、優れた調理技術や衛生管理能力、業務効率性を確保する受託候補者を選定することを目的とします。

## 3 対象の施設

施設名	小美玉市立小美玉学校給食センター
所在地	茨城県小美玉市野田1475番127
建築年月	平成22年6月
建物構造	鉄骨一部2階建て
システム	オール電化ドライシステム方式
調理品目	主食（米飯のみ）、副食（2献立6品）
配食校数	幼稚園2園／小学校5校／中学校2校 義務教育学校2校
調理食数	約4,000食／日
センター調理稼働日数	約200日／年

## 4 業務内容

本委託業務は、次のとおりとし、具体的な内容は、「小美玉市立小美玉学校給食センター調理業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）を参照してください。

(1) 調理業務

(2) 配缶業務

(3) 配膳業務

- (4) 洗浄消毒業務
- (5) 残菜及び厨芥の集積業務
- (6) 清掃及び日常点検業務
- (7) その他付帯する業務

※本委託業務に含まれない業務

- ・ 献立作成業務
- ・ 食材調達業務
- ・ 給食費徴収等業務
- ・ 配送回収業務
- ・ 廃棄物回収業務
- ・ 施設設備等保守点検維持管理業務

## 5 委託期間

令和6年9月1日から令和9年8月31日まで（3年間）

## 6 受託事業者の決定について

公募型プロポーザル（企画提案）方式により「受託候補者」を選定し、交渉及び随意契約により決定します。

## 7 応募資格

### (1) 資格要件

応募事業者は、次の要件を満たしていることが条件です。

- ① 小美玉市競争入札参加資格者名簿に登録されている者  
プロポーザル参加申込時点において、小美玉市競争入札参加資格を持たない者については、提案書に加え「入札参加資格審査申請提出要綱」に従い、市指定様式のほか、「提出書類一覧票」に掲げる書類を提出すること。
- ② 法人格を有し、本業務委託を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力を有していること。
- ③ 関東1都6県において、1施設1日4,000食以上で、アレルギー対応を実施している学校給食センター方式の受託実績を有し、かつ現在も該当する施設での調理等業務契約を締結していること。

### (2) 応募事業者の制限

次に該当する者は、応募事業者となることはできません。

- ① 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者。
- ② 小美玉市の指名停止措置を受けている者。
- ③ 破産法（平成16年法律第75号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生

法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法に基づく更生手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生計画認可の決定（確定したものに限り。）を受けた場合は、この限りでない。

- ④最近1年間の法人税、消費税及び市町村税を滞納している者。
- ⑤過去5年以内に、学校給食業務において、食品衛生法（昭和22年法律第230号）に基づく営業の禁止もしくは停止の処分を受けていないこと。ただし、当該処分後の対応、改善策に関する書面等により、適切な衛生対応の確認ができる場合は除く。
- ⑥暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団員及びその利益となる活動を行う者。
- ⑦宗教活動や政治活動を主たる目的とする者。

### (3) 応募資格の確認

応募事業者の確認は、提案書の提出日を基準とします。ただし、応募資格確認後から審査結果の決定日までに応募者の備えるべき要件を欠くような事態が生じた場合には失格とします。

### (4) 応募に関する留意事項

- ①応募事業者は、提案書類の提出をもって実施要領の記載内容を承諾したものとみなします。
- ②応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とします。
- ③応募に関して使用する言語は日本語とし、単位は計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとし、通貨単位は円とすることとします。
- ④ 応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属します。ただし、市は当該事業選定に限り、実施要領等に基づき提出される書類の内容を無償で使用するものとします。
- ⑤提出された書類については、変更できないものとし、またその理由に係らず返却しません。
- ⑥市が提示する資料は、応募に係る検討以外の目的で使用することを禁止します。また、この検討の範囲内であっても、市の下承を得ることなく、第三者に対してこれを使用させ、または、内容を提示することを禁止します。
- ⑦参加表明書提出日から受託事業者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当する場合の応募は、無効とします。
  - a) 応募事業者が不渡手形又は不渡小切手を出した場合
  - b) 一の応募事業者が複数の提案を行った場合
  - c) 同一事項に対し、2通り以上の書類が提出された場合
  - d) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合
  - e) 虚偽の内容が記載されている場合
  - f) 審査の公平性に影響を与える行為があった場合

g) 著しく信義に反する行為があった場合

(5) その他

- ①市が提出する資料及び質問への回答書は、本実施要領等と一体のものとして、同等の効力を有するものとします。
- ②本実施要項に定めるものの他、応募に当たって必要な事項が生じた場合には、応募事業者に通知します。

8 応募手続

事業実施のスケジュールは、以下のとおりです。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日には行いません。募集要領等に関する説明会及び現地見学会に出席のない事業者については、応募ができませんので、ご注意ください。

(1) 応募書類等の公表	令和6年5月8日～5月27日
(2) 参加申込提出期限	令和6年5月27日 17:00まで
(3) 実施要領等に関する説明会及び現地見学会	令和6年5月29日 14:00～
(4) 実施要領等に関する質問の受付	令和6年5月30日～6月6日
(5) 質問の回答	令和6年6月11日
(6) 提案書類の受付期限	令和6年6月18日
(7) 書類選考期間	令和6年6月19日～6月24日
(8) 審査・プレゼンテーション・ヒアリング	令和6年7月1日 14:00～
結果通知・受託候補者との交渉	令和6年7月上旬
受託事業者の決定	令和6年7月上旬

(1) 応募書類等の公表

募集要領等の交付を次のとおり行います。また市ホームページにおいても、同日から本実施要領等を公表します。

- ① 公表方法：小美玉市ホームページへの掲載

(小美玉市ホームページ <https://www.city.omitama.lg.jp/>)

※必要書類は、小美玉市ホームページよりダウンロードすること。

- ② 公表期間 令和6年5月8日(水)～令和6年5月27日(月)

- ③ 公表資料
  - a) 実施要領
  - b) 仕様書
  - c) 様式集
  - d) その他資料(献立等)

## (2) 実施要領等に関する説明会及び現地説明会

この実施要領等に関する説明会を、次のとおり開催します。

- ① 日 時 令和6年5月29日（水）  
午後2時から（受付開始は午後1時30分）
- ② 場 所 小美玉市野田1475番127  
小美玉市立小美玉学校給食センター
- ③ 留意事項
  - a) 説明会参加希望者は、令和6年5月28日（火）午後5時までに、件名を「調理業務委託説明会参加」とし、法人名、参加者氏名及び参加人数を、小美玉市教育委員会教育指導課小美玉学校給食センターへEメールにて連絡してください。
  - Eメールアドレス [gakko@city.omitama.lg.jp](mailto:gakko@city.omitama.lg.jp)
  - b) 参加人数は、1事業者につき3名までとします。
  - c) 説明会では、原則として実施要領等の配布はしないので、各自持参して下さい。
  - d) 説明会及び現地見学会に不参加の事業者は、応募することはできません。
  - e) 現地見学会に参加する場合は、人数分の細菌検査結果の原本またはコピーを持参すること。また、白衣・帽子・靴2足（汚染・非汚染）は各自用意すること。

## (3) 実施要領等に関する質問の受付

本実施要領等の内容に関する質問は、応募を予定する事業者が行うものとし、次のとおり受け付けます。

- ① 質問書（様式第9号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出してください。その際件名は「調理業務委託質問書」としてください。
- Eメールアドレス [gakko@city.omitama.lg.jp](mailto:gakko@city.omitama.lg.jp)
- ② 受付期間は、令和6年5月30日（木）～令和6年6月6日（木）午後5時まで

## (4) 質問の回答

質問の回答書は、令和6年6月11日（火）に市ホームページにて公開します。なお、電話及び口頭等の個別対応は致しません。また、無用な混乱を招くことが危惧される時は、質問に回答しないことがあります。

## (5) 参加申込書及び提案書類の提出

応募事業者は、次により提出してください。

- ① 提出先 小美玉市小美玉市野田1475番127  
小美玉市立小美玉学校給食センター
- ② 提出方法 持参のみ

- 提出書類
- a) プロポーザル参加申込書（様式第1号・1号-1）1部  
様式第1号の添付書類 正1部
  - b) 提案書類（様式第6号、8号、10～18号） 正1部・副8部  
献立表による作業工程表及び作業動線図 8部
- 提出期限
- a) 令和6年5月27日（月）まで
  - b) 令和6年6月18日（火）まで  
（土・日・祝日を除く）午前9時～午後5時

③ 留意事項 a) 原則としてA4判・縦型・横書き・左閉じで作成し、複数にページにわたるものはページ番号を付すること。各様式のほか添付書類を含め、A4判フラットファイルに綴じ、表紙・背表紙に事業者名を表記すること。

b) 各様式枚数制限の範囲内にて、評価項目について記載すること。

c) 見積額は下記の金額の範囲内（3年間分総額）であること。

業 務 名	金 額
小美玉市立小美玉学校給食センター調理業務委託	444,240 千円（消費税抜）

d) 見積額が「前項c」を超える場合、又は異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断した場合は失格とする場合がある。

e) 見積書に記載する委託料の金額は、消費税及び地方消費税を含めずに記載すること。

f) 見積書（様式第8号）を先頭に、人件費、保健衛生費、現場経費、管理費等、詳細な積算内訳書（様式任意）を添付すること。

g) 見積内容は提案書等と同一のものとし、仕様書に基づき作成すること。

#### (6) 審査に関する結果の通知

審査の結果については、採用・不採用に関わらず、文書にて通知します。

#### (7) 参加辞退届

説明会及び現地見学会に参加し、その後やむを得ず辞退をする場合は、提案書提出期限までにプロポーザル参加辞退届（様式第2号）を提出すること。

### 9 資格審査及び提案の選考

小美玉市立小美玉学校給食センター調理業務委託プロポーザル審査会（以下「審査会」という。）において、下記の審査方法や「(2) 委託業者選定審査基準」に基づいて審査を行い、総合的に最も優れた事業者の選定を行います。

## (1) 審査方法

### ①参加資格審査

審査会は、応募資格の確認審査を参加資格審査申請書等により、この募集要項に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認します。なお、資格不備の場合は失格とします。

### ②提案選考審査

#### ア) 提案内容の基礎審査

審査会は、提案書類等に記載された内容が、次の項目を満たしていることを確認します。これらの項目を一項目でも満たさないことが確認された場合には、失格とします。

- ・提案書全体について、同一事項に対する2通り以上の提案又は提案事項間の齟齬や矛盾がないこと。
- ・提案書全体について、様式集に沿った構成となっていること。
- ・当該提案に関連する各様式（別添「様式集」参照）及び実施要領(2) 委託業者選定審査基準に示す項目に対する提案の内容が仕様書を満たしていること。

#### イ) 評価審査

審査会は、提案書等に記載された内容、見積書及び会社概要等について、「委託業者選定審査基準」により採点を行って総合評価点で順位付けます。

なお、これらの評価項目において、採点の低い項目が複数ある場合又は見積額が「8(5)③c) 項」記載の金額を超える場合、異常に少額であるなど、本委託事業の適正な履行に支障があると判断したときは、失格とする場合があります。

また、応募事業者が4者以上となった場合、上記総合表評価点の上位3者でプレゼンテーション及びヒアリングの審査を行うこととします。

#### ウ) プレゼンテーション及びヒアリングによる審査

プレゼンテーション及びヒアリングによる審査を、令和6年7月1日午後2時より、小美玉市役所本庁2階政策会議室にて実施します。

1 事業者ずつ審査を行います。

- ・プレゼンテーション15分とヒアリング15分の計30分程度とする。
- ・出席者 4名までとし、事業実施における責任者の出席が必須。
- ・準備物 パソコン等使用する場合は、各自準備すること。

(プロジェクター及びスクリーンは市で準備します。)

準備・撤収は、審査前後の約10分間の休憩時間に行うこと。

エ) 審査を行う順番は、審査における書類の受付順とします。

オ) 審査委員（出席委員）は、応募事業者ごとに上記評価項目により評価点を付します。

## (2) 委託業者選定審査基準

標準的な審査基準は次の項目によるものとし、評価点については、次のとおり200点満点で評価するものとします。

① 企業評価（配点70点）

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
a) 企業理念	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食に対する基本的な考え方</li> <li>・学校給食調理業務に取り組む意欲</li> </ul>	様式第10号の審査	10
b) 業務実績	<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食センター調理業務委託実績（当案件の類似仕様センター等）</li> </ul>	様式第11号の審査	30
c) 危機管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食中毒、異物混入等の発生防止策</li> <li>・食中毒、異物混入等発生時の対処体制</li> <li>・生産物賠償責任保険（PL保険）等への加入グレード</li> <li>・災害時対応</li> </ul>	様式第12号の審査	30

② 技術力評価（配点110点）

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
a) 業務実施体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人数、組織体制</li> <li>・業務責任者等の配置</li> <li>・配置者の資格、経験内容</li> <li>・人材確保（地元採用）計画</li> <li>・従事者の休暇等における代替者確保体制</li> <li>・市との連携、内部の指揮命令系統</li> <li>・作業工程表、作業動線図</li> </ul>	様式第13号・14号の審査	50
b) 衛生管理体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者としての衛生管理対策や考え方</li> <li>・指導、検査体制</li> <li>・従事者の健康管理対策</li> </ul>	様式第15号の審査	30
c) 研修計画、稼働準備等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・従事者に対する巡回指導及び研修計画</li> <li>・受託から給食開始までの従事者研修計画</li> </ul>	様式第16号の審査	10
d) 食育の充実、学校との交流企画	<ul style="list-style-type: none"> <li>・食育の充実関連活動</li> <li>・学校等との交流企画</li> </ul>	様式第17号の審査	10
e) アレルギー食対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・アレルギー除去食を安全に提供するための取り組み</li> <li>・アレルギー業務実施体制</li> </ul>	様式第18号の審査	10

③ コスト評価（配点20点）

評価項目	評価の観点	評価方法	配点
受託コスト	<ul style="list-style-type: none"> <li>・配置人数に対する費用</li> </ul>	様式第8号	20

	・見積り項目内訳書	の審査	
--	-----------	-----	--

(3) 審査員、関係市職員との接触の禁止

応募を予定する事業者及び提案者は、審査員、関係市職員と本件提案についての接触（当然に、公募説明会、公募に関する質問等、正当な行為を除く。）を禁じます。接触の事実が認められた場合には、失格とする場合があります。

(4) 審査結果の通知及び公表

選定結果は、応募者全員に通知します。

また、審査後の選定結果は、市ホームページに公表します。

(5) 優先交渉権者の決定

市は、審査会の審査結果を踏まえて、提案書類の審査とプレゼンテーション及びヒアリングでの合計評価点が最も高い応募事業者を、優先交渉権者とし、随意契約の交渉を行います。優先交渉権者が契約を締結しない場合は、評価点の高い応募事業者から順に契約交渉を行い、合意に達した応募事業者と契約を締結します。

(6) 再募集

審査の結果、「受託候補者」と認められる応募事業者がないときは、「適切な受託候補者なし」として、再募集を行う場合があります。

なお、この場合は実施要領の改正を行います。

## 10 事務局

この募集に関する事務局は、次のとおりです。

小美玉市教育委員会教育指導課学校給食センター

電 話 0299-56-4855

FAX 0299-58-7533

Eメールアドレス gakk@city.omitama.lg.jp